

認定家族支援士と認定上級家族支援士に関する規則

1. 本規則は、家族支援の発展と家族ウェルビーイングに貢献することを目的として、家族同心球環境理論研究会の認定資格制度（以下、本制度という）について定めるものである。本制度は、家族同心球環境理論にもとづいた家族支援に関する知識と技能を証明するものである。
2. 本制度により認定する資格の名称は、認定家族支援士ならびに認定上級家族支援士と称する。英語表記は、それぞれ Certified Intermediate Specialist in Family Support (CISFS) ならびに Certified Advanced Specialist in Family Support (CASFS) とする。
3. 認定業務を行うため、資格認定委員会を置く。
 - (1) 資格認定委員会の委員は、代表が任命する。
 - (2) 資格認定委員会は、認定家族支援士ならびに認定上級家族支援士を希望する者の資格審査を行う。
 - (3) 資格認定委員会の運営に関しては、別に定める。
4. 資格認定は、次により行う。
 - (1) 認定家族支援士は、本研究会が認める研修に参加して合計 10 ポイント以上取得し、書類審査に合格した者に授与される基本資格である。受講証明書の写し、認定家族支援士資格認定申請書を事務局に提出し、資格認定委員会において書類審査を行い、合格後には認定証書を発行する。
 - (2) 認定上級家族支援士は、認定家族支援士を取得後、本研究会が認める研修に参加して合計 10 ポイント以上取得し、認定試験に合格した者に授与される上位資格である。受講証明書の写し、認定上級家族支援士資格認定申請書を事務局に提出し、資格認定委員会において認定試験（論述式の事例問題）の出題を行い、合格後には認定証書を発行する。ただし、認定試験は、本研究会が認める研修における講師活動（事例検討、実践報告、理論展開など）で代替審査することがある。
5. 認定家族支援士ならびに認定上級家族支援士は、業務遂行上必要な知識・能力の維持・向上を図るために、常に研鑽・努力することが必要である。
6. 認定家族支援士または認定上級家族支援士が本研究会を退会、その他の認定条件に欠けることが生じた場合、代表は資格認定委員会の議を経て、認定を取り消すことができる。

2016 年 4 月 1 日制定

(以上)